

令和5年度

定期監査（下期）報告書

帯広市監査委員

帯監査第 153 号

令和 6 年 3 月 26 日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 横 山 明 美 様
帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 中 野 雅 弘 様
帯 広 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 来 海 有 起 様

帯 広 市 監 査 委 員 川 端 洋 之

帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利

帯 広 市 監 査 委 員 大 竹 口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した令和 5 年度定期監査（下期）について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

第1 監査の種類及び対象事務

1 種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（定期監査）

2 対象事務

財務に関する事務の執行

第2 監査の実施期間

令和5年9月22日から令和6年3月21日まで

第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、定期監査（上期）と同様に「旅費の執行に関する事務について」を重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）として監査を行うとともに、過去の定期監査における指摘事項等の是正状況についても確認を行った。

第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 旅費の執行に関する事務について（重点項目）
- 3 過去の指摘事項等の是正状況について

第5 監査の対象部局及び範囲、方法

1 対象部局

部	室	課
政策推進部	広報秘書室	広報広聴課、秘書課
	財務室	財政課
	税務室	資産税課
市民福祉部	地域福祉室	地域福祉課
	福祉支援室	障害福祉課
	こども福祉室	こども課
農政部	ばんえい振興室	ばんえい振興課
都市環境部	都市建築室	都市政策課、住宅営繕課
	環境室	環境課、みどりの課、清掃事業課
	中島地区振興室	中島地区振興課
上下水道部	経営室	料金課
	技術室	水道課
議会事務局		総務課
選挙管理委員会事務局		選挙課
監査委員事務局		

2 範囲

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行された事務

なお、議会事務局総務課が所管する政務活動費については、令和4年度に執行された事務を対象とした。

3 方法

上記の範囲において、収入及び支出事務について抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を受け、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどにより監査を行った。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、議会事務局総務課が所管する政務活動費の監査において、大竹口武光監査委員を除斥した。

第6 監査の結果

1 収入及び支出事務等の執行状況について

収入及び支出事務等の執行状況について、特記すべき事項は、(1)のとおりだった。

なお、議会事務局総務課が所管する政務活動費の支出事務等の執行状況については、特記すべき事項はなかった。

政務活動費の概要及び令和4年度の執行状況等については、(2)のとおりである。

(1) 収入及び支出事務等に係る特記事項

ア 不適当な支出事務

自助具給付事業について、給付の根拠となる手続き等の規定を明確にせず、対象者からの申請に基づき自助具の購入費を給付していた。

【市民福祉部 福祉支援室 障害福祉課】

(2) 政務活動費の概要及び令和4年度の執行状況等

ア 政務活動費の概要

(ア) 政務活動費に係る根拠法令等

- a 地方自治法第100条第14項、第15項及び第16項
- b 帯広市議会政務活動費の交付に関する条例
- c 帯広市議会政務活動費の交付に関する規則
- d 政務活動費経理事務の手引き

【条例別表（第6条関係）】

項目	内容
調査研究費	会派又は会派に属さない議員（以下「会派等」という。）が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派等が他の団体等の開催する研究会、研修会に参加するために必要な経費
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
研修会等開催費	会派等が研究会、研修会を開催するために必要な経費
会議費	1 会派等が各種会議を開催するために必要な経費 2 会派等が他の団体等の開催する意見交換会等各種会議に参加するために必要な経費
資料作成費	会派等が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派等が行う政務活動及び市政について、市民に報告し広報するために必要な経費
広聴費	会派等が行う、市民からの市政及び会派等の政策等に対する要望・意見の聴取、住民相談等に要する経費
会派等運営費	会派等が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費及び会派等が行う政務活動のために必要な会派等控室の維持管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で、市長が特に認めた会派等政務活動経費

イ 令和4年度の執行状況等

(7) 交付決定について

政務活動費は市議会における会派に対して、各月1日における当該会派の所属議員数（議長又は副議長に就任することにより会派を離脱した議員は、離脱前の会派の所属議員とみなす。）に月額30,000円を乗じて得た額を交付する。また、会派に属さない議員については、月額30,000円を交付する。（条例第2条、第4条、第5条）

交付の方法は、申請に基づき四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月の15日に、当該四半期に属する月数分を交付する（条例第3条）とされている。

なお、会派・議員別交付申請額及び交付決定額は、下表のとおりである。

【会派・議員別交付決定額】

（単位:円）

会派・議員名	当初申請額	変更申請額	最終申請額	交付決定額	交付決定額の内訳
自 民 党	2,520,000	2,850,000	2,850,000	2,850,000	3万円×12月×7人+ 3万円×11月×1人
立 憲 民 主	2,160,000		2,160,000	2,160,000	3万円×12月×6人
市 政 会	1,800,000		1,800,000	1,800,000	3万円×12月×5人
公 明 党	1,440,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	3万円×12月×3人+ 3万円×5月×1人
共 産 党	1,080,000		1,080,000	1,080,000	3万円×12月×3人
開 政 会	720,000		720,000	720,000	3万円×12月×2人
鈴木正孝議員	360,000		360,000	360,000	3万円×12月×1人
合 計	10,080,000		10,200,000	10,200,000	

会派名については、「自由民主党帯広市議団」を「自民党」と、「立憲民主・市民連合」を「立憲民主」と、「日本共産党帯広市議会議員団」を「共産党」と略すものとする。

(イ) 収支報告について

令和4年度における政務活動費の全会派・議員別の収入合計金額は10,200,000円、支出合計金額は5,106,393円で、その収支差額の合計金額である5,093,607円が返還されていた。

なお、会派・議員別収支報告状況は、下表のとおりである。

【会派・議員別収支報告】 (単位:円)

会派・議員名	自民党	立憲民主	市政会	公明党	共産党	開政会	鈴木正孝議員	合計	支出額に占める支出項目別割合
収入額計	2,850,000	2,160,000	1,800,000	1,230,000	1,080,000	720,000	360,000	10,200,000	
政務活動費	2,850,000	2,160,000	1,800,000	1,230,000	1,080,000	720,000	360,000	10,200,000	
支出額計	837,276	614,764	928,312	1,003,048	1,004,325	412,521	306,147	5,106,393	100.0%
会派別執行率	29.4%	28.5%	51.6%	81.5%	93.0%	57.3%	85.0%	50.1%	
調査研究費	329,341		822,195	512,489				1,664,025	32.6%
研修費						236,670		236,670	4.6%
要請・陳情活動費						125,570		125,570	2.5%
研修会等開催費								0	0.0%
会議費								0	0.0%
資料作成費								0	0.0%
資料購入費	111,252	125,570	94,035	185,129	291,525	50,281	220,220	1,078,012	21.1%
広報費					712,800			712,800	14.0%
広聴費								0	0.0%
会派等運営費	396,683	489,194	12,082	305,430			85,927	1,289,316	25.2%
その他の経費								0	0.0%
収支差額(戻入額)	2,012,724	1,545,236	871,688	226,952	75,675	307,479	53,853	5,093,607	

2 旅費の執行に関する事務について(重点項目)

次の(1)から(3)までに掲げる項目を着眼点とし、それぞれの項目ごとに監査結果を記載した。

(1) 旅費計算は適正に行われているか

旅費の算定について、日当により対応すべき同一地域内の移動に伴う交通費等の積算を誤ったことにより、追給及び戻入が生じていた。

【農政部 ばんえい振興室 ばんえい振興課】

(2) 旅費支出の目的及び履行が確認できる文書等が整備されているか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

(3) 精算及び戻入等の手続は適正に行われているか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

3 過去の指摘事項等の是正状況について

次の財産管理事務について、是正が確認できない事務があった。

特記事項の項目	内容	所管課
財産の管理に関する不備	所管する行政財産について、建物総合損害共済の手続きの整理や公有財産台帳の整備が適切になされていなかった。 本件は、令和3年度に実施した定期監査においても同様の指摘を行っていたが改善が図られていなかった。	市民福祉部 こども福祉室 こども課

第7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果として記載したとおり、支出事務について、その支給に関し、必要な手続き等の規定を明確にせず処理が進められた事例など、改善を要する事務処理が見受けられました。

また、これまで指摘した財産管理事務について、依然として改善が図られていない事例があったことについては、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行に当たるよう徹底した指導を求めます。

今後におかれましては、指摘した事項の改善に取り組むとともに、より一層適正な事務執行に努め、更なる内部統制の充実に努められますよう期待いたします。